

神戸国際コミュニティセンター会議室利用規約

(利用目的)

国際協力、市民の国際交流、多文化共生の促進、留学生支援に関する会合、事業等のものに限りま

(利用対象)

会議室の利用対象は、(公財)神戸国際コミュニティセンター(以下、「当センター」という)に登録した団体です。登録できる団体は次のいずれかに限ります。

- (1) 国際協力、市民の国際交流、多文化共生、留学生支援を目的としている NPO や NGO、教育関係機関、官庁、任意団体など
- (2) 会議室の利用について、国際協力、市民の国際交流、多文化共生、留学生支援を目的としている団体

(利用できる日・時間)

会議室を利用できる日・時間は、次のとおりです。

月曜～金曜 10:00～20:00

土曜・日曜 10:00～18:00

休館日： 祝日および年末年始

※10時より前には入室できません。

(利用の許可)

会議室利用の許可には、まず団体登録を行い、その後「KICC 会議室利用申込書」を提出していただきます。詳細手続きについては、別紙「神戸国際コミュニティセンター会議室利用方法」に則して行います。

(利用不許可の基準)

次のいずれかに該当するときは利用を許可いたしません。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (2) 営利活動を目的としているとき。
- (3) 宗教活動、政治活動を目的としているとき。
- (4) 過去の利用実績において、当センターの定める利用規約を遵守しないと判断される時
- (5) その他、当センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用料)

会議室の利用料は、表の通りとします。

拠点	名称	面積 (単位：m ²)	定員 (単位： 人)	利用料 (単位：円)	
				2 時間	以後 1 時間
新長田	会議室<Yama>	37.5	20	600	300
	会議室<Umi>	37.5	20	600	300
	両会議室一体利用	75.0	40	1,200	600

※新長田は、両会議室+フリースペースエリアを一体化し、1フロア全体で利用することも可能です。利用の可否、料金等詳細は事前にお問い合わせください。

(利用料の納付)

利用料は、会議室を利用する日の一週間前までに、原則指定口座に振り込みをしていただきます。

但し新長田の会議室については、事前に申し出があれば、平日の10時から17時に限り、当日の利用開始前までに、新長田の本部(4階)において、現金で支払うことができます。

(利用料の返還)

既納の利用料は返還しません。ただし、次に定める特別の理由があるときは、その全部を返還することができます。

- (1) 天災地変、不可抗力その他利用者の責めに帰することのできない理由により、会議室を利用できないとき。
 - (2) 当センター運営上の都合により会議室を利用できなくなったとき。
 - (3) 利用者が利用日の3営業日前までに利用許可の取り消しを申し出て、利用の取り消し許可を受けたとき。
- なお、利用料の返還には、利用料返還申込書を提出してください。

(権利譲渡等の禁止)

利用者が、会議室を利用する権利を譲渡し、または転貸することは禁止されています。

(利用の取り消し・制限等)

利用者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、または会議室の利用を制限もしくは停止することがあります。

- (1) 許可の基準に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 利用不許可の事由が後日判明したとき。
- (4) 大音量で音楽を流す、香りの強い食事の持ち込みなど、当センターの管理運営上支障があると判断したとき。
- (5) その他、当センターが指示する事項を厳守しなかったとき。

(禁止事項)

- (1) 当センター内では喫煙は禁止します。
- (2) 当センター内では食事は原則禁止です。

(関係諸官庁への届出)

必要に応じて、利用者において消防・警察・保健所等に届出を行ってください。

(原状回復の義務)

利用者は、会議室の利用後、直ちに会議室に設置した設備または機具を撤去し、会議室を原状に回復してください。

(損害賠償)

利用者は、その利用に際し、会議室またはその付属設備を損傷または滅失した場合、その損害を賠償しなければなりません。

(免責)

利用者の持込品、所持品等の盗難・紛失・毀損などには責任を負いません。